

過去に裁定制度を利用した者へのアンケートの結果について

簡素で一元的な権利処理方策の法制化に関する検討にあたり、著作物等の利用者の方の意見をお伺いするため、裁定制度を利用したことのある者を対象にアンケートを行いました¹。回答いただきました8者の主な意見をお示しします。なお、回答者名を含む回答資料は非公表とすることを前提に調査を行ったため、本資料のとりまとめにあたり、回答者属性がわかる部分を削るとともに、同様の意見を統合する他、原文より簡略化しています。

質問1：これまで裁定により利用した著作物の種類や利用目的・方法についてお書きください。また、裁定の際に苦労した点があれば併せてお書きください。【自由記述】
 (例 i：言語の著作物(小説)を書籍として出版、電子書籍として配信。探索に苦労した。)
 (例 ii：演劇の撮影映像をデータベースに保存するために複製、実演家及びレコードの権利処理のために申請。供託手続に時間がかかった。)

【主な回答】	
著作物の種類や利用目的・方法	苦労した点
<ul style="list-style-type: none"> ・言語、写真、美術、図形の著作物の書籍、電子書籍での利用 ・著作物をデジタルデータ化し公開 ・学術書、翻訳書の邦訳文の書籍としての利用 ・地図の著作物を電子化、公衆送信、ディスプレイ表示 ・著者が亡くなっている場合や御遺族の連絡先等が不明の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・手続に要する時間が予め見込めない／時間がかかる ・補償金の算出基準の調査や問い合わせや確認依頼 ・見識を有する関係者等の探索／各所への確認(迷惑を承知の上での問い合わせや、情報がないと思われる関係者への問い合わせ、複数箇所への問い合わせ等の困難さ) ・業界慣行を把握していても関係団体の見解を聞く必要がある ・権利者が見つかったら交渉により支払うことを念頭に置いているため、供託の必要性に疑問 ・手続に必要な経費、人材の確保

【ポイント】新制度のイメージ

現在文化庁では、簡素で一元的な権利処理方策の制度化に向けて、著作物の利用に当たった探索・補償金算出・供託等の手続きを簡素化して、著作権者からの申し出・意思表示があるまでの間の**暫定的な利用(仮称)**を認める制度を検討しています。この際、著作権者不明等に加え、利用の可否に関する意思表示のされていない著作物も対象とすることを検討しています。

¹ 令和2年以降に裁定申請をいただいた者のうち、メールでの連絡がとれた27者を対象。アンケート期間は令和4年度9月12日～9月21日。制度化イメージ及びアンケート票をメールにて送付し、アンケート票を回収。本資料は、送付した調査票にタイトル、冒頭枠囲みの説明、回答内容、資料番号を追記したもの。

質問2：現在検討中の新制度のイメージを踏まえ、新たに又は継続して利用したい著作物の種類や利用目的・方法についてお書きください。(質問1と重複しても構いません。)【自由記述】

(例 i：裁定制度の利用要件に当てはまらなかったインターネット上の動画の配信。)
(例 ii：これまで裁定申請をしていたような小説の電子書籍としての利用。)

【主な回答】

- ・裁定を受けて利用していた著作物の継続利用
- ・裁定制度の要件に該当しない、「権利者の連絡先は判明しているが意思表示がない著作物」の利用
- ・言語、美術、写真、図形の著作物等の出版・電子出版
- ・古い資料の活用（標本、写真、映像等）
- ・ネットや SNS に投稿された権利者不明の著作物の活用
- ・過去に許諾を得られた著作物で著作権者本人又は遺族の高齢化等により書面回答やメール回答が得られないもの
- ・著作権者が亡くなれば数年間継承者が特定されていない状態の著作物
- ・現時点ではない

質問3-1：新制度について、どれくらい活用機会がありそうですか。【どれか一つに○】

【回答】

- | | |
|------------------------|------|
| ① 裁定制度より多く活用機会があるだろう。 | → 4者 |
| ② 裁定程度と同程度に活用機会があるだろう。 | → 3者 |
| ③ 裁定程度より活用機会が少ないだろう。 | → 1者 |
| ④ 新制度の活用機会はないだろう。 | → 0者 |

※8者中

質問3-2：3-1で選択肢を選んだのはなぜですか。【自由記述】

(例 i：手続きにかかる時間が短くなりそうだから)
(例 ii：あくまで「暫定」だから)

【主な回答】

<①を選択した場合>

- ・手続きにかかる時間が短くなる
- ・意思表示のない著作物が対象となる
- ・調査期間や資料作成、手続の簡素化

<②を選択した場合>

- ・暫定的な利用を行う前の利用料の支払いが手続上負担になりそう
- ・権利者が不明の著作物を利用する機会は、引き続き発生する
- ・裁定制度の事務に回す人手が足りないため、制度の利用は最低限に抑えたい

<③を選択した場合>

- ・利用料を支払ってまで緊急に利用するケースは少ない

質問4：その他、新制度への期待や要望があればお答えください。【自由記述】

【主な回答】

<期待>

- ・権利処理の簡略化、所要時間の短縮を期待
- ・費用の低廉化を期待
- ・供託が不要となるのであれば利用したい
- ・新制度に期待、新制度への移行を望む

<要望>

- ・本利用（仮称）への切り替えができることを望む（暫定的な利用は実用性に欠ける）
- ・オーファンワークス実証事業のような利用申請の代行が可能となれば、社内に担当者を置かなくても利用が可能となる
- ・著作権の継承者が複数、権利の再継承・再々継承が増えているため、より簡明な制度の整備を求める
- ・著作権継承者に対し、親族から引き継いだ権利を集中管理事業者等への管理委託を促すような普及啓発を行うことを希望
- ・意思表示を得られない場合の判断基準の明確化。ルーズな運用にならないようにするとともに利用しやすい制度となることを期待
- ・アウトオブコマースの定義・範囲の明確化
- ・今後、情報の更新速度が高まる中、権利処理に時間をかけることは不利益

<懸念>

- ・デジタル化して公開することが浸透し、様々な権利を守る必要も増大してきており、簡便化との兼ね合いにも留意
- ・新制度下で利用が認められた後、権利者が利用を拒否した場合に対抗要件として効力を有するか懸念
- ・DBがあれば良いが、費用対効果の計画と検証がないと実現と継続は難しい

(以上)